

2027年国際園芸博覧会の参加契約書 (公式参加者)

日本国政府からの招請に応え、2027年国際園芸博覧会（以下「本博覧会」という。）への参加意思を表明した陳列区域政府委員の_____により代表される_____（以下「公式参加者」という。）を一方の当事者とし、
博覧会政府委員である_____の副署を得た、_____により代表される一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「開催者」という。）を他方の当事者として、両当事者は以下のとおり合意した。

第1編 総則

第1条

本参加契約書は、公式参加者が2027年国際園芸博覧会に参加するための条件を定めることをその目的とする。

博覧会国際事務局（Bureau International des Expositions、以下「BIE」という。）により既に承認され、又は今後承認される本博覧会の一般規則及び特別規則は、本参加契約書の不可分の一部とみなされ、かつ、両当事者に対して拘束力を有する。

両当事者は、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」（以下「条約」という。）及びBIEが承認した規則、特に一般規則第5条で定義する博覧会政府委員の権限を認める。

条約の適用範囲外の事案について、公式参加者は日本において適用される全ての法令も遵守する。

第2編 公式参加者の展示

第2条

開催者は、公式参加者が自由に使用できるスペースを提供し、公式参加者は、本参加契約書に附属資料Iとして附属する計画において指定する以下の事項について受諾する。

展示スペースの種類は、一般規則第 13 条に従い、以下のとおりとする。

- 庭園用屋外展示スペース（敷地（土地タイプ）（以下「タイプⅠ」という。))
 - 展示建築施設用屋外展示スペース（敷地（建物タイプ）（以下「タイプⅡ」という。))
 - 屋内展示共同施設（以下「タイプⅢ」という。）
- 無償で提供される …… 平方メートルの展示スペース（タイプⅠ及びタイプⅡ）
- 1 平方メートル当たり …… 円で利用される……平方メートルの開催者が建設する展示建築施設内の展示スペース（タイプⅢ）

スペースは以下のとおり公式参加者に提供される。

- タイプⅠは、2026 年 5 月 19 日までに引き渡される。
- タイプⅡは、2026 年 3 月 19 日までに引き渡される。
- タイプⅢは、2026 年 10 月 19 日までに引き渡される。

公式参加者は、一般規則及び、本博覧会のテーマの定義並びに開催者及び参加者によるテーマの実施方法に関する特別規則第 1 号に定めるとおり、本博覧会のテーマに関連する展示を行うことに合意する。

公式参加者は、開催者が承認し、本参加契約書に附属資料Ⅱとして附属し、本参加契約書の不可分の一部を成すテーマ説明書に掲げる展示を設ける。

公式参加者は、一般規則及び特別規則に従い、公式参加者が使用できるスペース内の装飾、維持、管理及び清掃を行う責務を負う。

第 3 条

開催者は、一般規則第 34 条の一般サービスの規定に関する特別規則第 10 号に従い、同特別規則に定める料金及び条件で、ガス、電気、通信、給排水、ごみの撤去等のサービスを公式参加者に提供する。

第 4 条

開催者は、本博覧会の公式参加者に適用される日本の関連法令並びに地元自治体及び地元当局の指令又は政策に関する全ての必要な情報を公式参加者に提供する。

公式参加者は、開催者の求めに応じて、出展のために輸入する物品及び供給品に加え、展示の準備及び実施に従事するスタッフの人数及び資格等に関する情報及び書類

を開催者に提出する。

前述及びその他の有益な情報交換は、本博覧会及び各公式参加者の成功を促進するための相互協力となる。

第5条

公式参加者は、自国の陳列区域における出展者の選出及び配置並びに当該陳列区域における全てのスタッフの選出に全責任を負う。

公式参加者は、以下に特定する関係者に対して、本参加契約書、一般規則及び特別規則、開催者がその権限の範囲内で博覧会政府委員の承認を得て行う指示並びに前述の規則に基づく合意事項を遵守することを要請する。

- (1) 公式参加者に割り当てられたスペースにおいて、公式参加者が本博覧会の参加に関連する義務に従事する出展者及びその被雇用者等。
- (2) 公式参加者に協力してイベント又は商業活動に従事する関係者及びその被雇用者等。
- (3) 公式参加者に割り当てられたスペースにおいて建設作業や展示装飾等に従事する関係者及びその被雇用者等。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる関係者以外の公式参加者の被雇用者及び代理人。

開催者は、公式参加者を通すことなく、上記の関係者と連絡を取らないことを約束する。

第6条

公式参加者は以下について約束する。

- 一般規則及び特別規則に定める全ての事項に従い、遅くとも一般規則第17条で開催者が指定する期日までに展示建築施設、庭園を建設し運営準備を行うために必要となる全ての工事、装飾、塗装、その他の作業を完了する。
- 本博覧会の全期間に渡り、本博覧会の開催日及び開催時間中は、自己のスペースを来場者に公開する。
- 公式参加者が自由に使用できる場所において、開催者が本博覧会の円滑な運営のために必要となる全ての設備又は備品を設置、維持、修理することを認める。
- 契約により別段の合意がある場合を除き、一般規則第17条に定めるとおり、タイプⅠ及びタイプⅡの展示スペースは2027年12月10日までに、タイプⅢの

展示スペースは 2027 年 10 月 10 日までに、公式参加者に割り当てられたスペースを、当該スペースを受領した際と同じ状態で返還する。

公式参加者が上記の義務を履行しない場合には、博覧会政府委員は、一般規則第 18 条の条件に基づき、開催者の権利を行使する権限を有する。

公式参加者が本参加契約書に基づく義務を履行する合理的な見通しがないと開催者が判断する場合にはいつでも、公式参加者の費用負担で、開催者は以下の権利を行使する。

- 遅くとも該当する期日までに展示建築施設及び庭園を建設し運営可能な状態とするために必要となる工事及び作業を実施する（又は第三者による実施を調達する。）。又は、
- 本参加契約書を終了し、公式参加者に対して（1）割り当てたスペースを明け渡し、（2）当該スペースを元の状態に戻す（契約により別段の合意がある場合を除く。）ことを要請し、いずれも即時に効力を生じる。

第 3 編 公式参加者の商業活動

第 7 条

公式参加者は、一般規則第 19 条に従い、全ての商業活動（飲食サービスを含む。）に供され、かつ、一般来場者が出入りすることができる区域の面積は、全出展面積の 20%を超えてはならないことに合意する。

上記について、附属資料Ⅲに詳述する。

第 8 条

公式参加者は、商業活動のために指定された区域内において、公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件に関する特別規則第 9 号に定めるとおり、一般の人々向けに主に自国の料理を提供するレストランを設置することができる。

公式参加者は、特別規則第 9 号に定めるレストランの「売上高」に基づく納付金（ロイヤリティ）を開催者に毎月支払う。

公式参加者は、本参加契約書第 2 条に基づき使用できる場所において、自己のスタッフ専用のレストラン及び軽食サービス施設を設置することもできる。

ただし、本条で規定するスタッフ専用レストラン及び軽食サービスのためのエリアは、一般の人々向けのレストランや物品販売のためのエリアと明確に区分する。

当該サービスの運営については、開催者に対する納付金の支払いは生じないが、当該サービスが占有するスペースは本参加契約書第 2 条に従い割り当てられたスペースに含まれる。

レストランの設置に関する諸条件の詳細は、一般規則第 34 条の特別規則第 9 号に定める。

第 9 条

開催者の事前承認を条件として、公式参加者は、自国又は自組織を忠実に表現した一つ又は複数の種類の製品を販売することができる。当該製品は本博覧会の開催中に開催者の事前の承認を得て変更することができる。

本原則は電子販売にも適用される。

公式参加者は、当該販売製品の「売上高」に基づく納付金を開催者に毎月支払う。納付率は、今後決定する一般規則第 34 条の特別規則第 9 号に定める。

前項の製品販売に関する諸条件の詳細は、特別規則第 9 号に定める。

第 10 条

公式参加者は、（一般規則第 20 条に従い）本博覧会の閉会後に、展示物及び展示を設置するのに使用した資材を会場内で販売することができる。

当該販売は、開催者に対する納付金の支払いを必要としない。

ただし、この場合には、公式参加者は、一般規則第 34 条の通関、植物検疫、輸送及び特定の料金に関する特別規則第 7 号に定めるとおり、当該展示物及び資材の一時輸入のメリットに対する権利を失い、課税及び通関規則の対象となる。

第 4 編 公式参加者に与えられる便宜

第 11 条

陳列区域政府委員及び権限を有するその他のスタッフに与えられる便宜は、陳列区域政府委員及びそのスタッフの特権及び便宜に関する特別規則第 12 号に定める。

第12条

博覧会政府委員及び開催者は、公式参加者のスタッフの入国及び滞在が支障なく行われることを保証する。

開催者は、(該当する場合)以下の事項について公式参加者のスタッフを支援する。

- 宿舎
- 健康及び保険
- 公式参加者のスタッフの家族に与えられる便宜

第13条

博覧会政府委員及び開催者は、関連する政府機関と調整し、特に以下により、本博覧会の最大の成功につながるように取り組む。

- 最も便利な場所において、通関業務のために必要となるオフィスを設置する。
- 公式参加者が本博覧会のために使用するあらゆる種類の物品及び製品を円滑に国内に持ち込めるようにする。
- 必要な場合には、公式参加者が陳列区域内で販売する商品の輸入割当てを緩和する。これにはレストランで販売する商品も含まれる。
- 公式参加者に代わり、特定の料金で通関手続を行うために、開催者が承認した代理店のリストを通知する。
- 公式参加者は、いかなる場合も、上記リストの業者を利用する義務を負わない。

第14条

開催者は、輸送・荷物取扱い・梱包業者、製品・物品の納入業者及び全ての種類の請負業者のリストを公式参加者に提供する。当該業者は、開催者が承認し、公正な条件で公式参加者と取引を行うことを約束した業者とする。

公式参加者は、いかなる場合も、上記リストの業者を利用する義務を負わない。

博覧会政府委員及び開催者は、公式参加者にとって最も有利な条件を得るために、輸送業者及びその組織と調整を行う。

第15条

公式参加者と開催者との間で紛争が生じた場合には、両当事者は、紛争が条約の解

積又は BIE の定める規則に関するものである場合には BIE の事務所を通じて、その他の場合には陳列区域政府代表団又は当該代表団の運営委員会の事務所を通じて、解決を求めることに合意する。

いずれの当事者も、一般規則第 10 条に定める紛争解決の仕組みを利用することができる。

開催者は、一般規則第 18 条第 2 項に従い、支払期限を迎えた未収金を回収する際に、関係する参加国の法令により公共財産又は国家遺産の性質がある場合には、当該参加国に帰属する物品を押収することはできない。

第 5 編 賠償責任

第 16 条

博覧会政府委員、開催者、陳列区域政府委員及びその出展者は、火災その他の事故による物的損害の結果として生じるいかなる請求権も相互に放棄する。

不正行為があった場合には、請求権は放棄されない。

当該権利放棄は、各陳列区域政府委員の参加契約書が発効した日から自動的に効力を生じる。一般規則の第 27 条に定める者が所有する建物、備品、設備、動植物等の物品に関する全ての保険契約は、団体保険の附合契約であるか、個別の保険契約であるかに関わらず、当該権利放棄について明記する。

第 6 編 発効

第 17 条

本参加契約書は、両当事者が署名し、博覧会政府委員が副署した時点で効力が生じる。

本参加契約書の署名日が異なる場合には、後の署名日に本参加契約書の効力が生じる。

この契約の中で言及されている附属資料は契約と不可分であり、両当事者が署名した後、速やかに契約書に添付される。

参加契約は割り当てられた陳列区域が完全に返還された時に終了する。最長の有効期間は 2027 年 12 月 10 日である。

契約の終了後、当事者のいずれかがもう一方の当事者に対し請求（財政的請求を含

む。)を有する場合、その当事者がその請求より発生する義務を満たすまで免除されない。

第18条

本参加契約書に基づく意思の表明及び通知は書面により行う。
前項に基づく意思の表明及び通知は、以下の宛先に送付する。

開催者	公式参加者
氏名：	氏名：
役職：	役職：
住所：	住所：
国：日本	国：

上記の住所は、他方の当事者への通知により変更することができる。

契約の証として、本参加契約書を英語又はフランス語で3通作成し、陳列区域政府委員及び開催者の代表が署名、博覧会政府委員が副署し、各当事者が1通を保有する。
解釈が分かれた場合は、英語の規定が優先されるものとする。

_____国政府代表	一般社団法人2027年国際園芸博覧会 協会
氏名：	氏名：
役職：陳列区域政府委員	役職：
住所：	住所：
署名：	署名：
日付：	日付：

博覧会政府委員は、1928年11月22日にパリで署名され、その後改正された「国際博覧会に関する条約」、本博覧会の一般規則に定める規定、特別規則に定める規定及び日本で効力を有する法令に関して、本参加契約書に基づく開催者の義務及び責任を遂行することを保証する。

博覧会政府委員

氏名：

住所：

署名：

日付：

附属資料1 公式参加者に割り当てる敷地計画

附属資料2 公式参加者のテーマ説明書

附属資料3 商業活動（該当の場合）

附属資料4 援助プログラムについて（該当の場合）

附属資料5 参加のための参考コスト/見積